

## 設計業務等に係る合同現地踏査 試行要領（案）

### 1. 目的

本要領は、沖縄県土木建築部発注の設計業務等において、受注者及び発注者が合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や工事施工時の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化、設計変更の提案等、情報共有を図りよりの確な設計方針を確認するとともに、業務成果の品質向上を図ることを目的とする。

### 2. 対象業務

沖縄県土木建築部が発注する土木工事（空港、港湾事業は除く。）に係る設計業務を対象とする。

本要領の適用日以降に執行伺いを行う業務を対象とする。

なお、本要領の適用日にて業務履行中の場合、受発注者の協議が整った場合、本要領を適用できるものとする。

### 3. 合同現地踏査の実施

発注者は、合同現地踏査が必要な業務については、当初で設計数量として計上すること。

また、当初で設計数量として計上がない場合で、受注者が現地合同会議を希望する場合は、発注者と合同現地踏査に取り組む内容等を協議したうえで、実施の有無を決定すること。

### 4. 適用の範囲

本要領は、『土木設計共通仕様書\_第1編\_共通編\_第2章 設計業務等一般\_第1202条\_現地踏査』に定めるものに適用する。

また、国庫補助事業、交付金事業等による業務については、当該要領が国庫補助金、交付金等の対象となることを、各事業の主務課において確認されたものに限る。

### 5. 合同現地踏査の実施

#### ①参加者

受注者：管理技術者、担当技術者等

発注者：総括調査員、主任調査員、調査員

その他関係者：占用事業者等（上下水道、電線、河川構造物等）

#### ②実施時期

開催時期については、受注者及び発注者で協議し適宜判断する。（受注者が、現地踏査を行い現地把握後に、合同現地踏査を行うことを基本とする。）

#### ③その他

○事前に確認事項を整理する等、効率的な合同現地踏査（試行）の実施につとめる。

○必要に応じて関連業務との合同実施を検討する。

○確認した事項は速やかに打合せ処理し、書面で相互に確認する。

○占用事業者等の「その他関係者」の参加を呼びかける場合、受注者及び発注者であらかじめ対象者を確認の上、発注者から行うこととする。

## 6. 試行業務における措置

### 1) 積算方法

本要領による試行業務を実施するにあたり「設計業務委託積算基準\_第2章土木設計業務等標準歩掛\_第1節共通\_1-2その他\_合同現地踏査」に基づき費用を計上することし、受注者は、実施後に確認した事項について整理し、発注者へ提出し相互に確認するものとする。

## 7. アンケート調査等への協力

今回の実施を通じた効果の検証および今後の課題の抽出のため、受注者及び発注者はアンケート調査等に協力するものとする。

## 8. 留意事項

本要領によりがたい場合は、適宜受発注者間で協議すること。

## 附則

この要領は、令和4年4月1日より適用する。

特記仕様書（記載例）

設計業務等に係る合同現地踏査の試行について

【※当初で計上する場合記載（空港、港湾事業は除く。）】

- 1 当該業務は、設計条件や工事施工時の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化、設計変更の提案等、情報共有を図りよりの確な設計方針を確認する必要があることから、『土木設計共通仕様書\_第1編\_共通編\_第2章 設計業務等一般\_第1202条\_現地踏査』を適用する。
- 2 合同現地踏査（試行）にて確認した事項については、受注者は、実施後に確認した事項について整理し、発注者へ提出し相互に確認するものとする。
- 3 合同現地踏査の結果に基づき、設計内容の変更を要する場合は、受注者及び発注者で協議のうえ設計変更を行う。
- 4 合同現地踏査を実施した業務については、受注者を対象としたアンケート調査に協力するものとする。

【※当初で計上しない場合記載（空港、港湾事業は除く。）】

受注者が現地合同会議を希望する場合は、発注者と合同現地踏査に取り組む内容等を協議したうえで、実施の有無を決定すること。

詳細については、「設計業務等に係る合同現地踏査 試行要領」による。